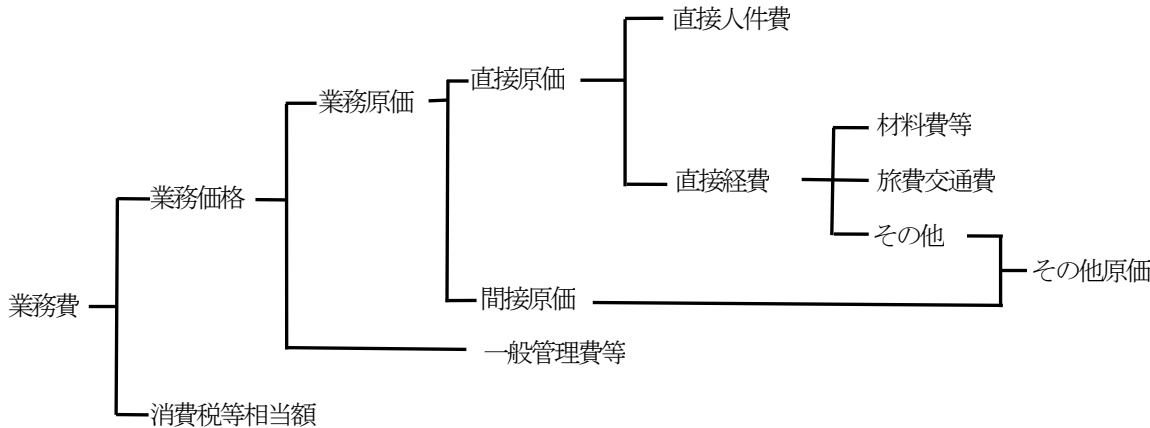
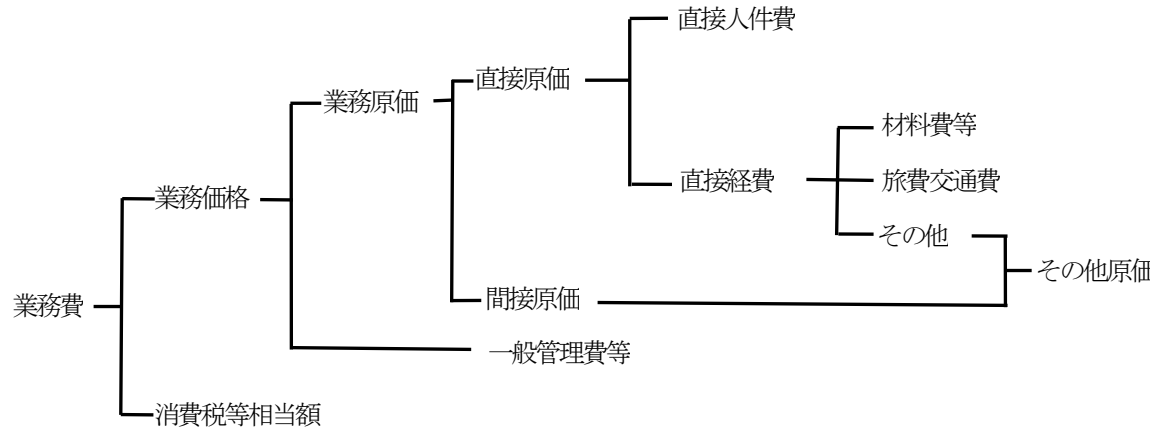


新・改正 (R03.7.1)	旧・現行 (R02.6.1施行)
<p style="text-align: center;"><b>用地調査点検等技術業務費積算基準(試行)</b></p> <p style="text-align: right;">令和2年6月1日 用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知 <u>＜沿革＞令和3年6月25日用第1157号改正</u></p> <p><b>第1 適用範囲</b> この積算基準は、用地調査点検等技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p><b>第2 積算基準</b> <b>1 業務費の構成</b> この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p>  <p><b>2 業務費の内容</b> (1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。 1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 2) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 ① 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。 ② 旅費交通費 旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。 これ以外の直接経費については、その他原価として計上する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>用地調査点検等技術業務費積算基準(試行)</b></p> <p style="text-align: right;">令和2年6月1日 用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知</p> <p><b>第1 適用範囲</b> この積算基準は、用地調査点検等技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p><b>第2 積算基準</b> <b>1 業務費の構成</b> この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p>  <p><b>2 業務費の内容</b> (1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。 1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 2) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 ① 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。 ② 旅費交通費 旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。 これ以外の直接経費については、その他原価として計上する。</p>

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

1) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する補償コンサルタントにおける経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、補償コンサルタントの当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料及び雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する補償コンサルタントを継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息、割引料及び支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分とする。

第3 業務費の積算

1 業務費の積算方式

$$\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等}) \} + (\text{消費税等相当額}) \\ &= [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) ] \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \} \end{aligned}$$

2 各構成費目の積算

(1) 直接人件費

直接人件費を積算する際の基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、第2 2(1) 2)の各項目について必要額を積算するものとし、第2 2(1) 2)の各項目以外については、その他原価として計上する。

1) 材料費等

材料費等は、次式により積算した額を計上する。この場合の計上額は1円単位（1円未満切捨て）とする。

$$(\text{材料費等}) = (\text{直接人件費}) \times 7\text{パーセント}$$

2) 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算に含まれているため、別途計上しない。

現地条件等により下記表によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。

(2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

1) 間接原価

間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する補償コンサルタントにおける経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

1) 一般管理費

一般管理費は、補償コンサルタントの当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料及び雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する補償コンサルタントを継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息、割引料及び支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分とする。

第3 業務費の積算

1 業務費の積算方式

$$\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等}) \} + (\text{消費税等相当額}) \\ &= [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) ] \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \} \end{aligned}$$

2 各構成費目の積算

(1) 直接人件費

直接人件費を積算する際の基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、第2 2(1) 2)の各項目について必要額を積算するものとし、第2 2(1) 2)の各項目以外については、その他原価として計上する。

1) 材料費等

材料費等は、次式により積算した額を計上する。この場合の計上額は1円単位（1円未満切捨て）とする。

$$(\text{材料費等}) = (\text{直接人件費}) \times 7\text{パーセント}$$

2) 旅費交通費

① 旅費交通費を積算するに当たっては、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3旅費交通費を適用する。

② 打合せ協議の歩掛には往復旅行のための時間にかかる基準日額が含まれる。これに要する旅費交通費は往復旅行に係る交通費のみを計上する。

区 分	旅費交通費
用地調査点検等技術業務	直接人件費の1.62パーセント

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

(3) その他原価

その他原価は、次式により積算した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により積算した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ & + (\text{一般管理費等}) ] \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

第5 用地調査点検等技術業務の標準歩掛

2 標準歩掛

(4) 調査書等の点検・調製確認

3) 調査書等の点検・調製確認(建物)

④ 建物等の法令適合性

建物等の法令適合性の点検・調製確認を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域内及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の点検・調製確認を行うもので、その区分は表5-10によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5-11により行うものとする。

表5-10

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性(1)	木造建物(建築基準法第61条に該当する建築物)
法令適合性(2)	木造建物(建築基準法第35条、第61条に該当する建築物)
法令適合性(3)	木造建物・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

表5-11

(3) その他原価

その他原価は、次式により積算した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価(直接経費の積上計上分を除く。)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により積算した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ & + (\text{一般管理費等}) ] \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

第5 用地調査点検等技術業務の標準歩掛

2 標準歩掛

(4) 調査書等の点検・調製確認

3) 調査書等の点検・調製確認(建物)

④ 建物等の法令適合性

建物等の法令適合性の点検・調製確認を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第61条(防火地域内の建築物)及び第62条(準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の点検・調製確認を行うもので、その区分は表5-10によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表5-11により行うものとする。

表5-10

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性(1)	木造建物(建築基準法第61条及び第62条に該当する建築物)
法令適合性(2)	木造建物(建築基準法第35条、第61条及び第62条に該当する建築物)
法令適合性(3)	木造建物・非木造建物(建築基準法第35条に該当する建築物)

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
法令適合性(1)	棟	—	技師A	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.29	0.12	0.41人	
			技師C	0.12	—	0.12人	
法令適合性(2)	棟	—	技師A	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.79	0.29	1.08人	
			技師C	0.33	—	0.33人	
法令適合性(3)	棟	—	技師A	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.50	0.21	0.71人	
			技師C	0.21	—	0.21人	

## 第6 設計等における数値の扱い

### (3) 設計表示単位

#### 1) 設計表示単位の取扱い

- ① 設計表示単位及び数値は、次項以降の2)設計表示単位一覧のとおりとする。
- ② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。
- ③ 2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ⑤ 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- ⑥ 契約数量は設計計上数量とする。
- ⑦ 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

#### 2) 設計表示単位一覧

工種	種別	細別	設計表示単位		備考
			単位	数値	
用地調査点検等	打合せ協議	打合せ協議	業務	1	
	作業計画の策定		業務	1	
	用地調査等の工程管理補助	工程管理補助	回	1	
	調査書等の点検・調製確認	用地測量	業務	1	
		権利者確認調査(当初)	業務	1	
		権利者確認調査(追跡)	10人当り	1	
		木造建物	棟	1	
		木造特殊建物	棟	1	
		非木造建物	棟	1	
		建物等の法令適合性	棟	1	

表5-11

区分	単位	規模	職種	図面等内業	算定内業	計	備考
法令適合性(1)	棟	—	技師A	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.29	0.12	0.41人	
			技師C	0.12	—	0.12人	
法令適合性(2)	棟	—	技師A	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.79	0.29	1.08人	
			技師C	0.33	—	0.33人	
法令適合性(3)	棟	—	技師A	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.50	0.21	0.71人	
			技師C	0.21	—	0.21人	

## 第6 設計等における数値の扱い

### (3) 設計表示単位

#### 1) 設計表示単位の取扱い

- ① 設計表示単位及び数値は、次項以降の2)設計表示単位一覧のとおりとする。
- ② 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。
- ③ 2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ④ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ⑤ 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- ⑥ 契約数量は設計計上数量とする。
- ⑦ 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

#### 2) 設計表示単位一覧

工種	種別	細別	設計表示単位		備考
			単位	数値	
用地調査点検等	打合せ協議	打合せ協議	業務	1	
	作業計画の策定		業務	1	
	用地調査等の工程管理補助	工程管理補助	回	1	
	調査書等の点検・調製確認	用地測量	業務	1	
		権利者確認調査(当初)	業務	1	
		権利者確認調査(追跡)	10人当り	10	
		木造建物	棟	1	
		木造特殊建物	棟	1	
		非木造建物	棟	1	
		建物等の法令適合性	棟	1	



		機械設備	事業所	1				建物等の法令適合性	棟	1		
		生産設備	設備又は箇所	1				機械設備	事業所	1		
		附帯工作物（住宅敷地、農家敷地）	戸	1				生産設備	設備又は箇所	1		
		附帯工作物（工場等の敷地）	箇所	1				附帯工作物（住宅敷地、農家敷地）	戸	1		
		附帯工作物（独立工作物）	箇所	1				附帯工作物（工場等の敷地）	箇所	1		
		立竹木（用材林）	m <sup>2</sup>	100	(注)			附帯工作物（独立工作物）	箇所	1		
		立竹木（薪炭林）	m <sup>2</sup>	100	(注)			立竹木（用材林）	m <sup>2</sup>	100	(注)	
		立竹木（収穫樹）	m <sup>2</sup>	100	(注)			立竹木（薪炭林）	m <sup>2</sup>	100	(注)	
		立竹木（竹林）	m <sup>2</sup>	100	(注)			立竹木（収穫樹）	m <sup>2</sup>	100	(注)	
		立竹木（苗木（植木畑））	m <sup>2</sup>	100	(注)			立竹木（竹林）	m <sup>2</sup>	100	(注)	
		庭園	箇所	1				立竹木（苗木（植木畑））	m <sup>2</sup>	100	(注)	
		墳墓等	m <sup>2</sup>	1				庭園	箇所	1		
		建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	1				墳墓等	m <sup>2</sup>	1		
		照応建物の設計案の作成等	案	1				建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	1		
		営業	事業所（企業）	1				照応建物の設計案の作成等	案	1		
		仮営業所設置工事費用	事業所	1				営業	事業所（企業）	1		
		動産（一般住家、農家住家）	戸	1				仮営業所設置工事費用	事業所	1		
		動産（店舗）	店舗	1				動産（一般住家、農家住家）	戸	1		
		動産（事務所、工場、倉庫）	事業所	1				動産（店舗）	店舗	1		
		その他通損（仮住居又は借家人補償）	世帯	1				動産（事務所、工場、倉庫）	事業所	1		
		その他通損（移転雑費）	所有者 又は世帯	1				その他通損（仮住居又は借家人補償）	世帯	1		
		消費税等調査	事業者	1				その他通損（移転雑費）	所有者 又は世帯	1		
		敷地使用実態の調査（予備調査）	事業所	1				消費税等調査	事業者	1		
		建物調査（予備調査）	棟	1				敷地使用実態の調査（予備調査）	事業所	1		
		機械設備等調査（予備調査）	事業所	1				建物調査（予備調査）	棟	1		
		移転計画案の作成（予備調査）	事業所	1				機械設備等調査（予備調査）	事業所	1		
		敷地使用実態の調査（移転工法案の検討）	事業所	1				移転計画案の作成（予備調査）	事業所	1		
		移転工法案の作成（移転工法案の検討）	事業所	1				敷地使用実態の調査（移転工法案の検討）	事業所	1		
		標準地価格	標準地	1				移転工法案の作成（移転工法案の検討）	事業所	1		
		各画地の評価格	画地	1				標準地価格	標準地	1		
		残地補償	画地	1				各画地の評価格	画地	1		
		地盤変動影響調査（木造建物、非木造建物）	棟	1				残地補償	画地	1		
		地盤変動影響調査（区分所有建物）	戸	1				地盤変動影響調査（木造建物、非木造建物）	棟	1		
		地盤変動影響調査（工作物）	箇所	1				地盤変動影響調査（区分所有建物）	戸	1		
	用地関係資料の作成	資料作成	枚	1				地盤変動影響調査（工作物）	箇所	1		
		図面作成	枚	1				用地関係資料の作成	資料作成	枚	1	
	記録簿等の作成	記録簿作成	回	1					図面作成	枚	1	
		協議簿作成	回	1				記録簿等の作成	記録簿作成	回	1	
	資料収集調査	資料収集調査	回	1					協議簿作成	回	1	

現地確認調査	現地確認調査	回	1	
成果物のとりまとめ	成果物のとりまとめ	業務	1	

注 数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。

附 則  
(施行期日)

この積算基準は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

附 則

この積算基準は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。

資料収集調査	資料収集調査	回	1	
現地確認調査	現地確認調査	回	1	
成果物のとりまとめ	成果物のとりまとめ	業務	1	

注 数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。

附 則  
(施行期日)

この積算基準は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に用地調査点検等技術業務委託を行う場合に適用する。